



Pickup Law News

規制を知らずに飛ばすのは危険！？知っておくべきドローンの規制について

はじめにー岐阜でのドローン落下事故ー

先日、岐阜県で開かれたイベントでドローンが墜落し、児童など複数人が怪我をする事故が起きました。

過去には、首相官邸へのドローン墜落事故などもありました。



ドローンは、**撮影にとどまらず輸送や災害現場での活用など大きな可能性を秘めています**が、上記のような事故も起きる可能性があります。

事業として活用する場合のみならず、単発のイベント等で利用する場合にも、ドローンについての規制を知っておく必要があります。

ドローンを規制する法律とは

航空法はもともと、いわゆる飛行機等の有人のものを前提にした法律でしたが、ドローンでの事故を契機として、これまでなかった「**無人航空機**」を新たに規制する改正航空法が平成 27 年 9 月に成立しました。

まず、航空法で規制する「無人航空機」とは、以下のとおりとされています。

航空法 2 条 22 項

①航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器であつて

- ②構造上人が乗ることができないもののうち、
- ③遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの（その重量その他の事由を勘案してその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）をいう。

ここで国土交通省令にて除外されているのは、**重量が 200 グラム未満のもの**とされています。

そのため、基本的に重量が 200 グラム以上のドローンは航空法上の規制があるという理解が良いと思います。

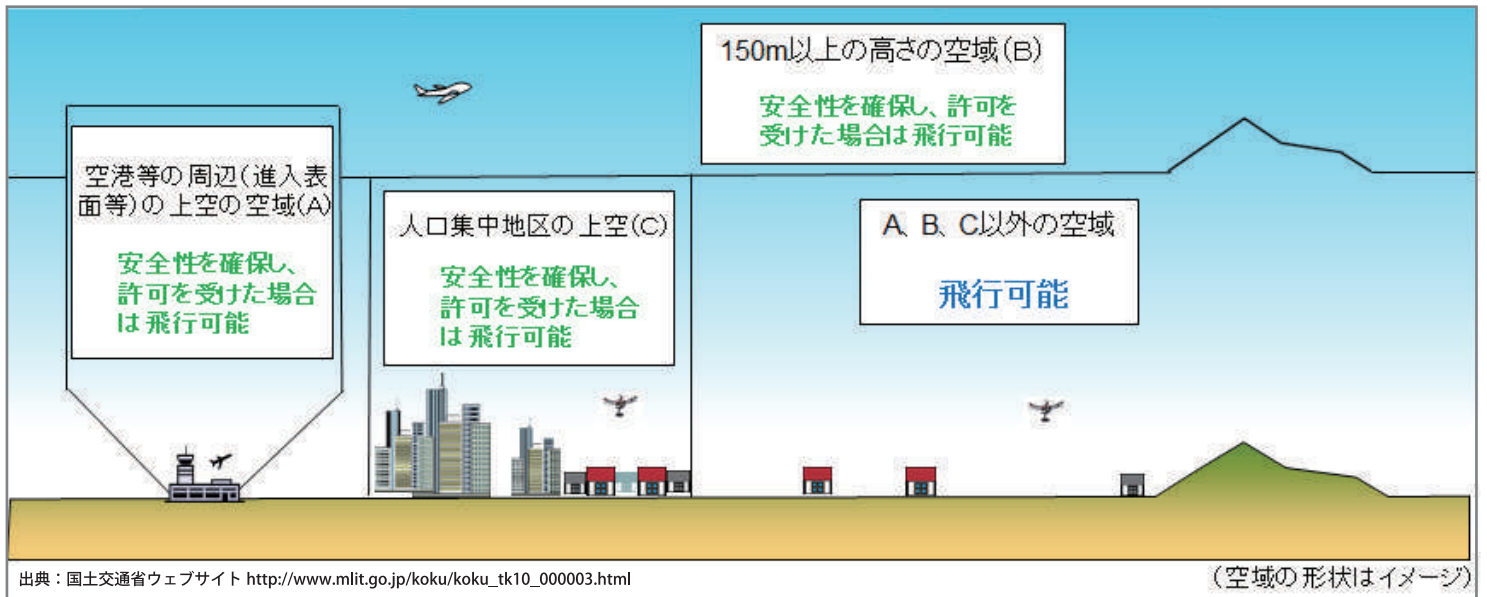
もっとも、いわゆるホビードローンなど 200 グラム以下のドローンの飛行についても、無制限に許可されるわけではなく、小型無人機等飛行禁止法（国の重要施設付近での飛行等を制限する法律）等の規制があるのですが、ここでは割愛します。

どこを飛ばせないのか？

まず、航空法上、飛行を制限する空域としては以下の通りとされています。

航空法 132 条

- ①航空機の航行の安全に影響を及ぼす恐れのある空域
 - A 空港周辺の空域
 - B 一定の高度以上の空域
- ②人または家屋の密集している地域の上空



一般的に問題になるのは、②の人口集中地区かどうかというところでしょう。

人口集中地区とは、平成 27 年の国勢調査の結果により、原則として

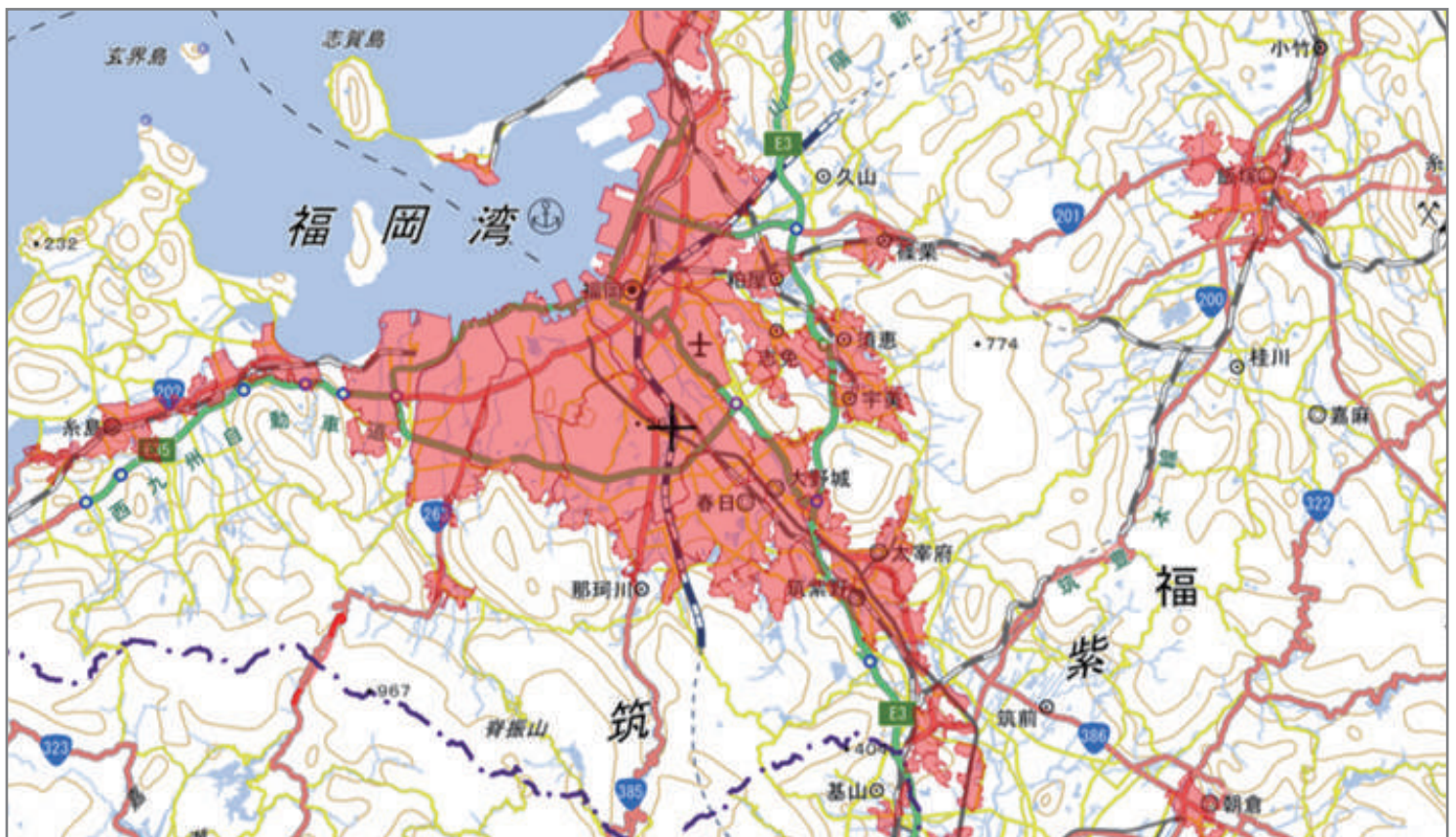
- ①人口密度が1平方kmあたり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、
- ②それらの隣接した地域の人口が国勢

調査時に5,000人以上有する地域

とされています。

これでも非常にわかりづらいですが、福岡だと、早良区や西区の一部等ははずれていますが、福岡市のほぼ全域が人口集中地区に該当します。

人口集中地区か否かは地理院地図で簡単に確認することができます(下記の地図の赤い部分)。



出典：地理院地図 人口集中地区H27 <http://maps.gsi.go.jp/#12/35.906015/139.623528/&base=std&ls=std%7Cdid2015&blend=0&disp=11&lcd=did2010&vs=c1j010u0t0z0r0f0&d=vl>

飛行方法についての規制は？

航空法では、許可を取った区域か許可が不要な区域かにかかわらず、飛行方法についての制限があります。

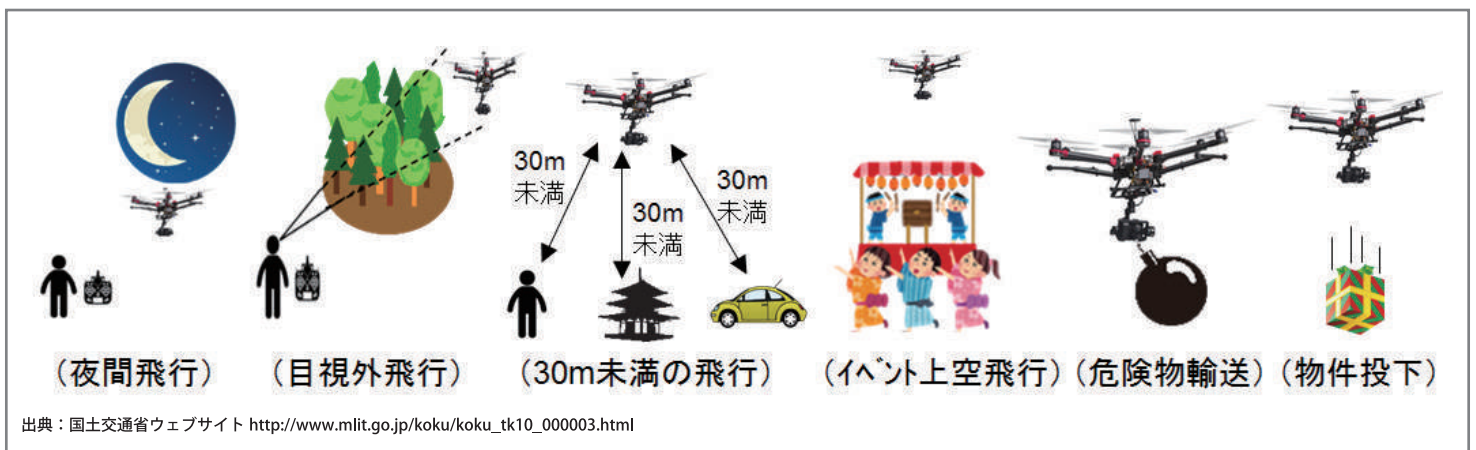
航空法 132 条の 2、航空法施行規則 236 条の 4

- ① 日出から日没までの間において飛行させること。
- ② 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
- ③ 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に 30 メートルを保持して飛行させること。
- ④ 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。
- ⑤ 爆発物等の危険物を輸送しないこと。

このルールに従わずにドローンを飛行させようとする場合には、国土交通大臣の承認を受ける必要があります。

ちなみに先日の岐阜県の事故では、ドローンを使って飴をばらまいていたということですが、ここでいう「物件」の定義は具体化されていません（無人航空機（ドローン、ラジコン等）の飛行に関する Q A（国土交通省 航空局）11-1）

ドローン下にいる人たちに危害を加える恐れ、ドローン自体の飛行バランスを崩すおそれからの規制であることからすれば承認は必要となるでしょう（岐阜の事件では許可承認が行われているとのことです）。



福岡都市公園条例にも注意

福岡県では、航空法による規制のほか福岡県都市公園条例による規制があるのでこの点も注意が必要です。



具体的には、県営都市公園の上空については規制があるので、詳細は県営都市公園における無人航空機の飛行に関する規制の概要 (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/275517_52745767_misc.pdf) をご確認ください。

さいごに

航空法には罰則も規定されています。

また航空法上の規制以外にもプラバシーの問題、土地の所有権者の権利侵害の問題等さまざまな問題を想定しなければなりません。

活用が期待されるドローンですが、利用には十分の注意が必要です。



弁護士 壹岐晋大

1986年山口県生まれ。企業法務に取り組み際には、『経営者と同じ方向を見る』という姿勢を一貫しており、企業の『考え方』を共有し、『目標を達成』することを大切にしています。

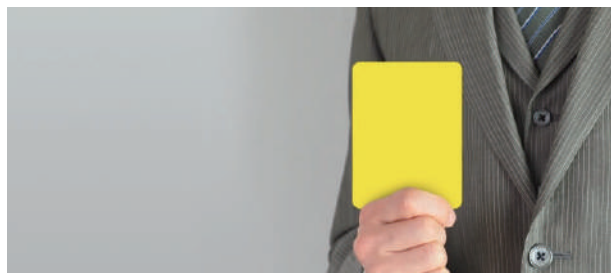
はじめに

全国ニュースでも取り上げられましたので、みなさんご存知かと思いますが、先月、弁護士法人アディーレ法律事務所が、所属する東京弁護士会から「2ヵ月の業務停止処分」を受けました。

業務停止処分とは？

「業務停止処分」とは、弁護士会が行う懲戒処分のひとつです。

弁護士及び弁護士法人は、弁護士法や所属弁護士会・日弁連の会則に違反したり、所属弁護士会の秩序・信用を害したり、その他職務の内外を問わず「品位を失うべき非行」があったときに、所属弁護士会から懲戒処分を受けることがあるのです。



今回アディーレが受けた懲戒処分は「業務停止処分(弁護士業務を行うことを禁止する処分)」でしたが、そのほかにも、

戒告

弁護士に反省を求め戒める処分

退会命令

弁護士たる身分を失う処分。ただし弁護士となる資格は失わない。

除名

弁護士たる身分を失うと同時に3年間弁護士となる資格も失う処分。

「業務停止処分」は「戒告」と「退会命令」の間に位置づけられる、3番目に重い懲戒処分です。

業務停止になるとどうなる？

「業務停止」となると、**当該弁護士・弁護士法人は弁護士としての仕事を全くできなくなってしまいます**ので、当該弁護士、当該弁護士法人に所属する弁護士はもちろんのこと、それ以上にお金を払って依頼している依頼者としてはとても困ったことになってしまいます。

アディーレは、業務停止処分を受けたのち、「**委任契約解除のための書面**」という書類を各依頼者に郵送し、契約を解除して別の弁護士に頼む、アディーレが選任した別の弁護士に業務を引き継がせる等、依頼者の希望により処理を進めているようです。

まずはお問い合わせ下さい

当事務所にも、アディーレへの業務停止処分以降、

- ・アディーレに頼んでいたが、新たに当事務所に依頼できるか
- ・入金を待つだけとなっていたが、入金もされないことになってしまうのか
- ・アディーレに支払った費用を返金してもらえるか
- ・そもそもアディーレから電話も書類の郵送もない

といった問い合わせが多く寄せられています。

実際に、既に、アディーレとの契約を解約されたうえ、当事務所に改めてご依頼いただいたお客様もいらっしゃいます。

なかには**時効が迫っている案件など早急に対応する必要のある案件**も存在しますので、もし皆様の周りにもお困りの方がいらっしゃいましたら、一度お問い合わせください。

たくみの日常～CSに行ってきました！

10月22日、楽天イーグルスとソフトバンクホークスが対戦した、CSファイナルステージ第5戦の試合観戦に行っていました。

ファイナルステージは連敗からのスタートになり、「パ・リーグでは突破率0%」という新聞の記事もありましたが、その後、連勝し、3勝2敗（アドバンテージ含む）という結果で第5戦を迎えました。

先に4勝したチームが日本シリーズに進出でき、ホークスはこの日勝てば日本シリーズ進出という状況でしたので、工藤監督の胴上げを見ようと多くのホークスファンが試合観戦に来ていました。



この日一軍登録されたばかりの柳田選手が、初回に内野安打で出塁すると、犠打・暴投で3塁へ進み、内川選手の犠牲フライで先制のホームを踏みました。

この先制点を皮切りに、初回には3点追加し、ドームは大変盛り上がりました。

4回の裏には、このシリーズでホームランが出ていなかった松田選手が2ランホームランを放ち、場内はものすごい歓声でした。

9回の裏には守護神のサファテ投手がマウンドにあがり、結果的に7-0でホークスが勝利をおさめました。

試合後は、楽天の監督・コーチ・選手がグラウンドにあらわれ、レフトスタンドにいた楽天ファンに挨拶していました。

ホークスファンで埋まったライトスタンドにも挨拶してくださり、とても感動しました。

選手の引退試合の時もお互いのチームのファンが声援を送ることがありますが、お互いを尊重し合える関係の素晴らしさを改めて感じた瞬間でした。

その後、パ・リーグのCS優勝セレモニーが行われ、MVPに選ばれた内川選手は「みなさんのおかげでここにいられる。みなさんのおかげでとらせてもらえたMVPだと思います」と話していました。

プレッシャーの中で結果を出す大変さや仲間がいることの大切さも改めて感じることができました。

進出した日本シリーズでは、3連勝ののち2連敗してしまいましたが、ヤフオクドームでの第6戦では、9回の裏の内川選手の同点ホームラン、延長11回裏の川島選手の勝ち越しのヒットで勝利をもぎ取り、日本一になることができ、最後まで諦めない選手の気持ちが伝わる一戦となりました。

たくみ法律事務所には、弁護士・スタッフあわせて約20名の所員が在籍しておりますが、これからも所員一同力を合わせて依頼者の方々に寄り添った対応を心がけて参ります。

たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

アクセス

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF 天神南ビル10階

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

・西鉄福岡駅(天神)：徒歩5分



このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）

クライアントPR

株式会社まくりフードプロダクションは、「黄金の福岡ワンタンまくり」として福岡市は早良区飯倉に本店を構える飲食店を運営する会社です。

定番の鶏ガラ醤油ラーメンなど、麺類だけでも常時20種類以上を提供しています。

博多でラーメンといえば、今や全国区となった豚骨ラーメンをイメージされるかもしれませんが、「福ワンタン麺」、「担々麺」、「酸辣麺」です。

博多で豚骨ラーメン以外を提供する店として

て注目を集め、新聞やテレビなど、各種メディアでも取り上げられました。

遠方からわざわざ食べに来ていただけるとの看板メニューとして、多くのお客様から人気を博しています。

もちろん、麺以外にもチャーハンや、小籠包など、様々なメニューを取り揃えており、飯倉本店では、全メニューを合わせると50種類以上を提供しています。

2017年2月28日には、福岡空港のザ・フードタイムズにも出店し、飯倉本店でも人気の「雲呑麺」「担々麺」「酸辣麺」に加え「特大餃子」など、多くのお客様に召し上がっていただき、ご好評いただいています。



まくり自慢のメニューはこちら！



顧問先に聞く！～顧問契約をしてみても～

まくりについて

飲食店経営において、大切にされていることはどのような点ですか？

「ダントツの美味しさを感じて頂けるよう、飽きないラーメンのラインナップを提供することを心がけています。」

企業理念、モットーをお聞かせ下さい

「『鮮やかに想像し、熱烈に望み、心から信じ、魂を込めた熱意をもって行動すれば、何事も必ず実現する』（ポール・J・マイヤー）の言葉を実践しています。」

今後の目標をお聞かせ下さい

「多店舗化と多様化の並立した会社経営を目標にしています。うちの商品をお店での利用とその他のあらゆる場での提供利用ができるよう図ってまいりますね。」

顧問契約について

たくみと顧問契約を決めた理由は何でしょうか？

「当社が提携、FC経営、OEMを進めていくうえで、契約案件が増えてきました。専門家の知見とアドバイスが必要と考え、相談させていただいたことがきっかけです。」

顧問契約をしてみても、実際の対応はいかがですか？

「期待通り、契約上の案件でのアドバイス及び処置をしていただきました。」

顧問契約をしてみてよかったと感じることはありますか？

「身近である事と相互の信頼関係が築かれていくことになることですね。」

たくみ法律事務所は今後期待することはありますか？

「遠慮せず、歯切れよく、率直に、何が正しいかをバシッ！と言っていたら嬉しいです。」

最後に

最後に何かお伝えしたい点などはありますか？

「企業防衛する闘う仲間として遅くみえる集団であっていただきたいですね。そして、私たちの会社が安心して経営ができる環境を共に作っていただきたいと思います。」



株式会社まくりフードプロダクション

代表取締役 國武直久

弁護士による研修・セミナーをはじめました。

たくみ法律事務所では、中小企業の経営者や従業員の方々を対象とした勉強会やセミナーを行っています。

法律のプロである弁護士が研修を行うことで、社内でのコンプライアンス意識の向上やトラブルの発生を予防するといった効果を期待することができます。

ハラスメントや労働時間の管理方法、契約書の作成やコンプライアンスについての一般的な内容から、貴社のニーズに合わせた内容までご要望に応じた研修やセミナーを実施させていただきます。

研修・セミナー費用

一般の企業様

5万円（1時間程度）
+
交通費

顧問先企業様

2万円（1時間程度）
+
交通費

セミナー内容の具体例などもご紹介していますので、是非、弊社ホームページをご覧ください。

